

合理的な理由なく、価格低減を 要請していませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、自社の予算単価・価格のみを基準として、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 発注者の事情のみをもって価格の引き下げを要請していませんか。
- ☒ 不況時や為替変動時に協力依頼と称して大幅な価格低減を要求していませんか。
- ☒ 品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格を引き下げていませんか。
- ☒ 現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注者による協力がないにもかかわらず、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 品番毎にコスト削減の可能性を評価した上で、合理的な根拠に基づいて価格を設定する。
- 発注者の協力(大量発注や品質の緩和、工程見直しなど)により、受注者のコストダウンを図り、その効果を双方の寄与度によって価格に反映させる。
- 一定期間後に元の取引条件に戻すことを前提とした一時的な価格引下げについては、前提を明確に書面に記載し、適時に取引条件を戻す。
- 発注者は、製品の取引価格設定の根拠(品質、仕様、発注量など)を確認した上で、社内の予算承認を得る。

原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇時、取引価格に反映していますか？



法令違反となる可能性があります！

原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不当に従来の取引価格で納入させた場合、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 受注者が、自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格を据え置いていませんか。
- ☒ 原材料などについて自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー支給材価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、あらかじめ発注者・受注者間で合意しておく。
- 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味し、協議した上で取引単価を設定する。
- 合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が企業努力で対応可能なものであるかの検討を行い、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう発注者・受注者間で十分に協議する。

型^{*}を無償で保管・管理 させていませんか？



*ここでは、金型、木型、その他の
型を「型」としています。



法令違反となる可能性があります！

量産後の補給品の支給などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

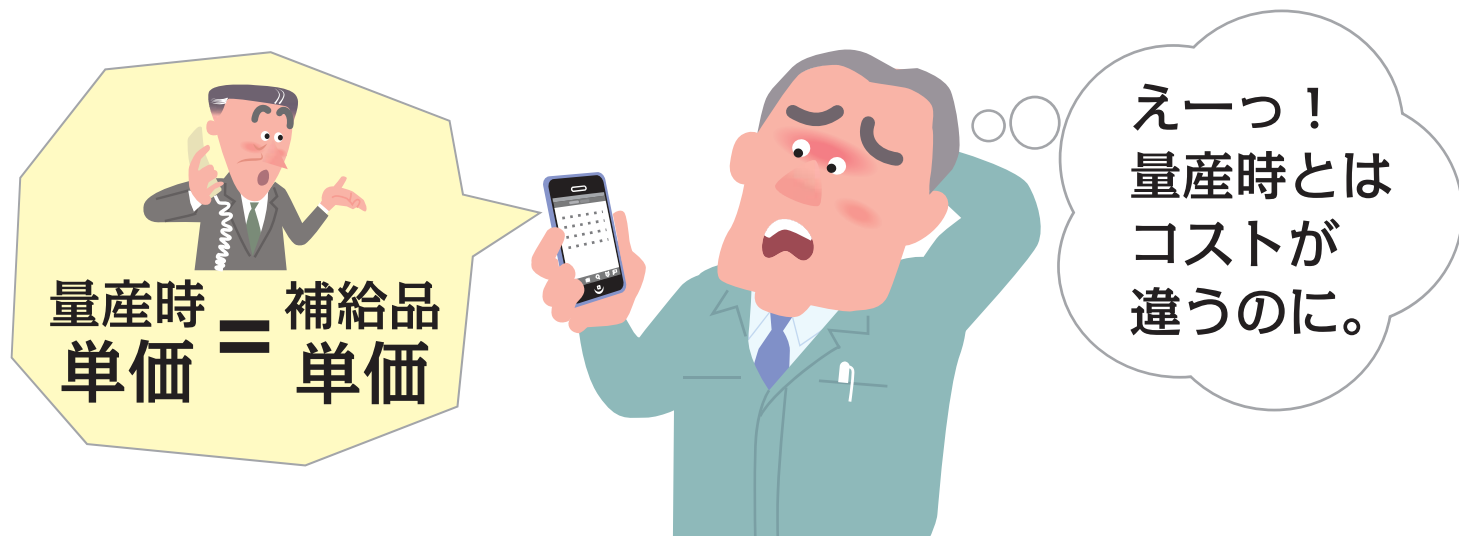
- ☒ 発注者が受注者に対して、長期にわたり使用されない型を無償で保管、管理させていませんか。
- ☒ 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で受注者に行わせていませんか。
- ☒ 受注者からの型の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 金型・木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 親事業者の事情により下請事業者に型の保管を求めている場合には、親事業者が必要な費用を負担する。
- 親事業者が主導して、型の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

量産時と同じ単価で、 補給品の販売を要請していませんか？



法令違反となる可能性があります！

量産が終了した補給品支給の契約を結ぶ場合、量産時よりも少量にもかかわらず、量産時と同等単価で発注するなど、取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 量産打ちきり後に補給品として発注したにもかかわらず、量産時と同じ単価で価格設定をしていませんか。
- ☒ 補給品生産における製品ごとの工程、工数などを考慮せず、発注者側の単価設定ルールによる契約をしていませんか。
- ☒ 補給品の発注の際に、給付内容などを記載した書面を受注者に交付していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 量産終了後、発注者は速やかに量産終了の旨を文書で受注者に通知し、補給品の支給期間や価格設定などについて受注者と協議する。
- 補給品の単価設定は、量産時とは異なる原材料価格や生産コストなどの条件を加味しながら十分に協議を行う。
- 量産開始前の当初の契約時点で、補給品の単価などについてあらかじめ合意し、明確に書面で定めておく。

少量発注にもかかわらず、大量発注を前提とした単価を設定していませんか？



法令違反となる可能性があります！

大量発注を前提とした見積りに基づいて取引単価を設定したにもかかわらず、見積り時よりも少ない数量を見積り時の予定単価で発注することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

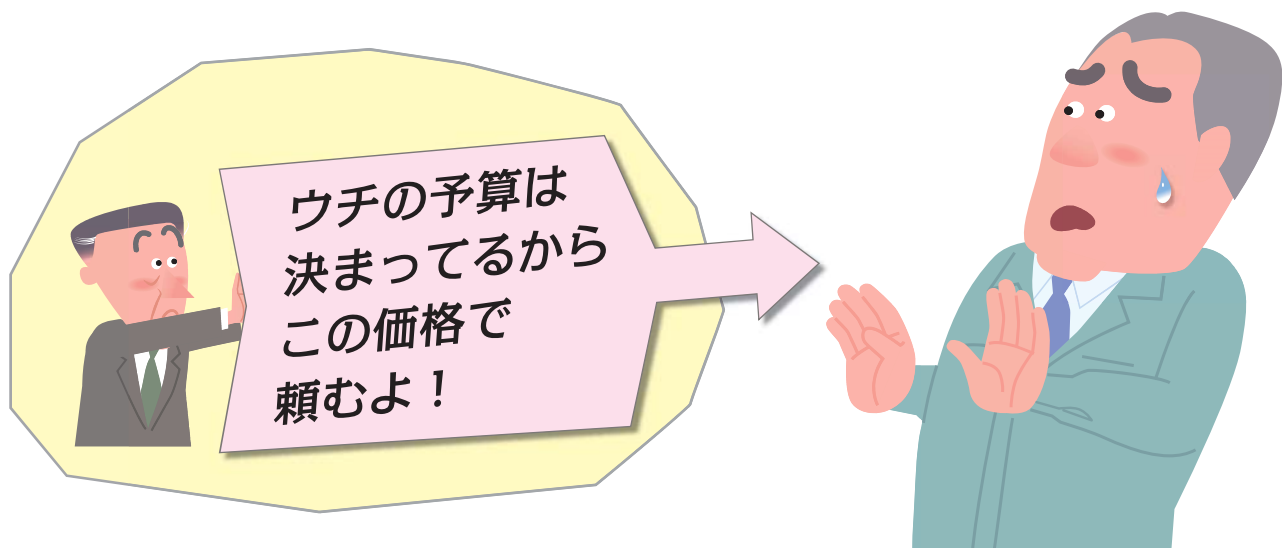
- ☒ 当初の大量発注を前提とした見積り時の数量から、発注数が大幅に減ったにもかかわらず、見積り時の単価で発注していませんか。
- ☒ 見積り時に約束した発注ロット数を無視し、発注者の都合で少ないロットで発注していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 単価の設定時に納入見込み数量を明確にし、実際の発注数量が当初の見込みより一定以上変動した場合は、単価を再設定することを見積書に明記するなど、あらかじめ取り決める。
- 発注ロット数に応じた単価で見積りを取得し、見積り時の段階で発注ロット数毎の価格を取り決める。
- 見積書の数量と異なる数量を発注する場合は、その都度単価を再設定するよう、再見積りを行う。

合理的な理由なく、 指値発注をしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

合理的な説明をせずに、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意！〉チェックポイント

- ☒ 発注者の事情のみをもって指値発注を要請していませんか。
- ☒ 受注者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもかかわらず単価を据え置いていませんか。
- ☒ 単価があいまいなまま発注し、製品納入後、見積価格を大幅に下回る取引価格を定めていませんか。
- ☒ 厳しい短納期で発注し、受注者に発生する費用増を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。
- ☒ 給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮せずに、取引価格を定めていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な単価を設定する。
- 発注者においては、社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、予算付けの根拠となる見積書が、予定する仕様や発注量を真に反映したものであることを確認した上で、社内の予算承認を得る。
- 急激な円高や需要の急減などで発注者が一時的な単価引き下げなどの要請を行った後、状況が改善した場合には単価引き上げを行うなど、信頼関係を保てるような取引を行う。

本来発注者が負担すべきコストを、 受注者に負担させていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者の都合で取引条件が変更され、それに伴いコストの増加が生じたにもかかわらず、受注者にそのコストを不当に負担させることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 発注者の都合により、一括納品から分割納品へ変更し、受注者にとって製品の運賃負担が増したにもかかわらず、従来と同様の下請代金で納入させていませんか。
- ☒ 発注者が、発注時に決定した数量を下回る納品数量で発注を中断していませんか。また、その際に必要な費用を受注者に負担させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 委託代金に含まれる製品の運送経費について、1回の発送量や運搬形態などの条件を加味しながら発注者・受注者が十分に協議を行い、合理的な経費を設定する。
- 市場環境の変化に伴う生産計画の変更などにより、発注時に決定した数量に満たない納品数量で発注を中断せざるをえなくなった場合には、受注者が生産準備に必要とした費用を発注者が負担する。
- 型などの当該製品の生産のためだけに製造・購入されるような設備などの費用は、製品単価に上乗せする支払形態ではなく、当該設備などにかかる費用を別途全額支払うようにする。

割引|困難な長期手形を 交付していませんか？



法令違反となる可能性があります！

120日(繊維業の場合は90日)を超えるサイトの手形など、下請代金の支払期日までに一般の金融機関*による割引を受けることが困難な手形の交付は、下請法に違反するおそれがあります。なお、下請代金の支払いについて、中小企業庁及び公正取引委員会では、できる限り現金払いとすることなどを親事業者に要請しています。(平成28年12月「下請代金の支払手段について」通達)

※預貯金の受け入れと資金の融通をあわせて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 手形サイトが120日を超える長期手形(繊維業の場合は90日を超える長期手形)で下請代金の支払いを行っていませんか。
- ☒ 金融機関から割引を受けられない手形を、受注者に交付していませんか。
- ☒ 手形の現金化にかかる割引料などのコストを受注者に負担させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 下請代金は、給付の受領日から60日以内に現金で支払う。
- 手形など(ファクタリングなどの一括決済方式を含む)による場合は、割引料などを受注者の負担とすることのないよう、これを加味した下請代金の額を発注者と受注者の間で十分に協議する。
- 手形などの交付を行う場合、支払サイトを60日以内とする。
- サプライチェーン全体で、下請代金の支払方法の改善に取り組む。

製品の図面などの技術情報を 無償で提供させていませんか？



法令違反となる可能性があります！

製造を委託した製品の図面や製造ノウハウなどの技術情報を無償で提供するように要請するなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法または独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 発注書面上の給付内容に製品の図面などの技術情報の提供が含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて発注者から製品の図面などの技術情報を無償で提供するように受注者に要請していませんか。
- ☒ 発注者が、受注者から無償で提供させた製品の図面などの技術情報を転用して、別の見積り額の安い業者に発注していませんか。
- ☒ 発注者が、受注者から無償で提供させた製品の図面などの技術情報のデータを用いて、特許申請をしていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 図面などの技術情報の管理のための取組を徹底する。(取引先との機密保持契約、転用に関して承諾を得るべきことを盛り込んだ基本契約などの締結、など)
- 発注者が図面などの技術情報を提供させたい場合、別途対価を支払って買い取るか、あらかじめ発注内容に図面などの技術情報の提供を含むことを明らかにし、適切な対価を設定する。

受注者の非によらない事後的な仕様変更や工程追加に 要する費用を受注者に負担させていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、当該発注内容の変更のために受注者が要した費用を全額負担しないなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 当初の発注から設計や仕様を変更し、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じたにもかかわらず、追加費用を受注者に負担させていませんか。
- ☒ 当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわらず、作り直しに相当するような仕様変更を指示し、当初の発注内容で製造された仕掛け品の受領を拒否していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 発注者の都合により設計・仕様の変更が生じた場合には、仕掛け品の作成費用をはじめ、材料費、人件費などの受注者に発生した費用を発注者が全額負担する。
- 追加の作業の内容や必要な期間を勘案し、適切な納期を確保する。

発注者の都合で、商品の受領を拒否したり 返品したりしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、正当な理由なく、受領を拒否したり、返品したりすることなどにより、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 受け入れ態勢が整わないことを理由に、納期どおり持ち込まれた商品を持ち帰らせたり、納期より遅く納品するよう指示していませんか。
- ☒ 他の事業者には販売できないプライベートブランド商品を返品していませんか。
- ☒ 月末や期末の在庫調整のため、一旦納品を止めさせたり、返品したりしていませんか。
- ☒ 単に発注者の取引先から返品されたことを理由に返品していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 製品の納入日について、発注者と受注者が日程について十分な協議を行い、確実に受領できる日を書面で定め、発注者は製品を受領できる態勢を確保する。
- 発注者側の都合で納品指定日に商品を受領することができない場合でも、受領したものとして扱い、指示する納品日までの保管費用などの経費を発注者側が負担する。

受注者に従業員を派遣させたり、自社商品を 購入させたりしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることなどにより、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- ☒ 派遣費用を負担することなく、受注者の従業員を派遣させ、発注者の業務を行わせていませんか。
- ☒ 取引に影響力のある発注側の担当者が、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 受注者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する。
- 受注者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、発注者がアルバイトなどを雇うことで対応する。
- 受注者に委託した業務が適切に行われる合理的な必要性が認められるもの以外、外注担当者などを通じての購入・利用の要請は控える。
- 発注者からノルマを定めるなど下請事業者に購入・利用を余儀なくさせるような要請はしない。